

地域再生計画

1．地域再生計画の名称

干支のまち元気再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県、宮崎県東臼杵郡北方町

3．地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡北方町の全域

4．地域再生計画の目標

北方町は、宮崎県の北部に位置し、東西15km、南北23kmの地形で、総面積200.7km²からなっている。気候は、年間平均気温16.9、年平均降水量2400mmで南国宮崎県の特徴である温暖多雨型の気象条件である。町の南部を五ヶ瀬川が貫流し、その支流となる4つの川に一部の農地が点在するが、そのほとんどが89.1%の林野で占められており、町を東西に横断する五ヶ瀬川を分岐点として南部域・北部域に区分される。なかでも北部域は広大であり「祖母傾山国定公園」が位置するなど丘陵な山岳地帯で形成されている。

町の特徴としては、明治22年より土地区分に「干支」が使用され100年以上の歳月を経た今日までも干支の土地区分を用いている。この日本で唯一の特徴である「干支」を活かして、干支の街灯整備・干支の道しるべ等、「干支の町づくり」を提唱し地域おこしを行ってきた。

本町の中心産業は第1次産業であるが零細な農林業経営が多い。基幹作物としては、水稻をベースに和牛を中心として、果樹、野菜、林業などの複合経営であるが、後継者不足、産地間・国際競争化の中にあり一次産業の衰退が懸念される。特に、林業は木材価格の低迷等により厳しい状況にあり、林道・作業道等の生産基盤を整備することが、森林資源のもつ経済的機能と公益的機能を発揮できる最大の方策であることから早急な整備が望まれる。農産物や特用林産部門においては、平成11年にオープンした農林産物直売所「よっちみる屋」により、生産者の収益性が向上し、多品目小ロットでの栽培が確立しつつあり地産地消と相まって活力ある農林業が展開できる環境にある。一方、少子化による高齢化・過疎化は深刻であり（65歳以上の高齢者が30%、過去5年間の人口が6.6%減少）集落機能の低下により安全・安心な暮らしの維持が困難な状況となることが予想され、その対策として、町内各地域と町中心部とを輪番制により巡回する福祉バス「さわやか号」を運行し高齢者等の交通弱者保

護に努めている。

この状況の中、地域の重要なインフラである道路の整備が重要な課題であり、道路の核となる国道218号線並びに広規格道路一般国道218号北方延岡道路（九州横断自動車道延岡線の一部となり平成19年度末に開通予定）にアクセスできる町道と林道を一体的に整備することは、集落間移動や主要公共機関への交通の敏速化が図られるとともに災害時における新たな交通路線を確保することができる。また、福祉バス「さわやか号」等の福祉関連車両の安全な運行が確保されることから到来する高齢化社会に向けた福祉需要に効率的かつ柔軟に対応できる。さらに、町を代表する「E T Oランド速日の峰」や「祖母傾山国定公園」内にある鹿川地域の観光ポイントにアクセスする道路であることも考慮し、自然環境を重視した景観と調和のとれた動植物等の生息環境に配慮した環境にやさしい路網整備に努める。また、基幹産業となる農林業においても、北方町森林整備計画に位置づけられた資源の循環利用林としての機能が発揮されるとともに、農林産物直売所「よっちみろ屋」を中心とした農業への展開が多様化・複雑化する中で、有機栽培や低農薬栽培等消費者ニーズに的確に対応した生産指導を町内全域に効率的に普及できる。

今後、到来する団塊の世代の田舎への再発見が予想されることから、長期滞在型農業体験の実施、自然資源を活かした観光を再構築し、訪れる者が楽しめる空間の提供をおこなうため、地域資源の再活性化により、地域住民と協働した地域の再生を展開していく。

（目標1）町道整備による産業及び福祉の効率化

国道218号線へ連結する町道の改良により、農林産物直売所「よっちみろ屋」への時間コストが省力化され農林産業振興が活性化する。また、福祉バス「さわやか号」等の福祉関連車両や自家用車による病院、デイサービスなどの関連福祉施設の集中する町中心部への交通の安全性・快適性が向上し道路利用者の満足度が上昇する。

- ・ 道路利用者による道路環境の5段階評価による満足度の評価方式……3を従前値とし、1ポイント上昇させる。
- ・ 農林産物販売所「よっちみろ屋」の販売実績を10%（12,000千円）上昇させる。

（目標2）観光資源再構築による観光客の誘導（観光客入込客数の増加）

自然への癒しを求める観光客の需要の高まりが予想されることから、「祖母傾山国定公園」内にある自然資源を有効に活用し、癒しの空間を活用した地域おこしの施策や「E T Oランド速日の峰」と連携した観光産業を確立する。

- ・ 鹿川地域及び「E T Oランド速日の峰」への年間の観光客を5年後に1,00

0人増加させる。

(目標3) 林道整備による森林機能の維持及び交通の改善

五ヶ瀬川から北部域の稜線を走る「林道蔵田下鹿川線」を中心として、これに連結する林道を整備することにより、北方町森林整備計画に基づいた「資源の循環利用林」としての人工林の適切な施業と計画的かつ効率的な伐採を行うことで、森林のもつ経済的機能と公益的機能が発揮される。また、災害時の代替路線としての役割をもつ道路としての整備を図る。

- ・ 北方町森林整備計画に位置づけた長伐期施業を60%以上達成する。
- ・ 林道開設・改良による受益者の満足度を5段階評価方式により評価……3を従前値とし、1ポイント上昇させる。

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

北方町森林整備計画に基づき 五ヶ瀬川から北部域の中心的な林道である「林道蔵田下鹿川線」の整備及びこの林道に連結する「林道石橋山線」、「林道木落線」を整備することにより、森林のもつ経済的機能と公益的機能を発揮することができるとともに、台風等の災害による緊急時の迂回路としての機能を保つことができる。また、国道218号線から鹿川地域間の「林道蔵田下鹿川線」、「ETORランド速日の峰」に通じる「林道早日渡線」の整備により、町を代表する2つ観光ポイントへの新たな交通手段が確保されることから互いに連携した観光振興策が展開され観光客の増加が見込まれる。更に、林道の整備と一体的に集落の主要道路となる「町道小原上中尾線」、「町道峠神深谷線」、「町道上鹿川下鹿川線」、「町道上鹿川上祝子川線」、「町道藤ノ木線」、「町道内の口桑の木線」、「町道槇峰美々地線」の認定路線となる7路線(1級、2級及び一般町道)を局部改良することにより、生活道としての安全性・快適性が向上するとともに農林業の活性化の中心的施設となった農林産物直売所「よっちみる屋」への交通環境の改善から農林産業の振興が図られる。同時に、有機栽培、低農薬栽培及び多品目小ロット栽培を更に普及するため、営農指導推進員並びに県農業改良普及センターと連携し巡回指導を徹底する。

各集落から病院、学校、福祉施設、図書館、役場といった公共施設の集中する中心地への交通時間が短縮されることから生活及び福祉の利便性が向上する。特に、高齢化率が30%台に突入したことから、病院及びデイサービス施設等への利用者の増加が見込まれることから、福祉バスの効率的な運行により交通弱者の保護により医療・福祉関連施設と連携し福祉の向上に努める。また、成人検診の受診率向上の推進並びに健康教室等の開催により健康づくりへの意識の高揚を図る。

(5 - 2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類 (事業区域) 実施主体]

- ・ 町 道 (北方町) 北方町
- ・ 林 道 (北方町) 宮崎県、北方町

[事業期間]

- ・ 町 道 (平成 1 8 年度 ~ 2 1 年度)
- ・ 林 道 (平成 1 7 年度 ~ 2 1 年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 町 道 2.6km ・ 林道 8.07km
- ・ 総事業費 747,200 千円
 - 市町村道 403,000 千円 (うち交付金 201,500 千円)
 - 林 道 344,200 千円 (うち交付金 180,225 千円)

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「干支のまち元気再生」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

耕作放棄地の復旧を内容とする集落協定を結び、「中山間地域等直接支払推進交付金」を活用する。

消費者ニーズの高い有機栽培及び低農薬栽培を導入するとともに、多品目小ロット栽培方法を取り入れた先導的な農業経営体を育成するため、営農指導推進員並びに県農業改良普及センターとの連携を図り指導体制を確立する。

町道等の簡易な修繕 (みちづくり普請) については、地域が一体となり取り組んでいるが、修繕の内容等、町と地域組織との作業区分を明確化し道づくり普請の効率化を図る。また、災害時における敏速な復旧ができるよう連絡体制を強化する。

高齢化率が 3 0 % 台に突入し、今後の福祉関連施設の利用者増が見込まれることから、福祉バス利用の効率化を図るとともに病院及びデイサービス等の医療・福祉関連施設利用者のサービスの向上に努める。また、成人検診の受診率向上の推進並びに健康教室等の開催により健康づくりへの意識の高揚を図る。

6．計画期間

平成17年度～21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については毎年度必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし